○大阪大学原子力研究・安全委員会放射線安全管理部会規程

第１条　大阪大学原子力研究・安全委員会規程第７条第３項の規定に基づき、この規程を定める。

第２条　大阪大学原子力研究・安全委員会放射線安全管理部会（以下「部会」という。）は、次に掲げる事項を審議する。

(1)　放射性物質及び放射線発生装置（以下「放射性物質等」という。）の取扱い規制に関すること。

(2)　放射性物質等の取扱者の安全確保のための措置に関すること。

(3)　アイソトープ施設等経費に関すること。

(4)　放射性物質等を使用する施設の新設、変更及び廃止並びに管理に関すること。

(5)　放射性同位元素の販売業に係る放射線障害の防止に関すること。

(6)　エックス線発生装置の取扱い規制に関すること。

(7)　エックス線取扱者の安全確保のための措置に関すること。

(8)　国際規制物資の取扱いに関すること。

(9)　その他部会が必要と認めた事項

第３条　部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1)　原子力研究・安全委員会の委員長及び副委員長

(2)　各部局等の放射線安全委員会から選ばれた教員各１名

(3)　キャンパスライフ健康支援・相談センター長

(4)　放射線科学基盤機構附属ラジオアイソトープ総合センター長及び副センター長

(5)　放射線科学基盤機構放射線管理部門から選ばれた教員１名

(6)　安全衛生管理部から選ばれた教員１名

(7)　大阪大学放射性同位元素の販売業に係る放射線障害予防規程第８条に定める放射線取扱主任者（放射線取扱主任者を複数名置くときは統括主任者）

(8)　前各号に掲げるもののほか、部会が必要と認めた教員若干名

２　前項第２号から第６号まで及び第８号の委員は、総長が委嘱する。

３　第１項第２号、第５号、第６号及び第８号の委員の任期は、２年とする。

第４条　部会に部会長を置き、原子力研究・安全委員会委員長をもって充てる。

２　部会長は、部会を招集し、その議長となる。

第５条　部会に部会長代理を置き、原子力研究・安全委員会副委員長をもって充てる。

２　部会長代理は、部会長不在の場合に前条第２項の任務を代行する。

第６条　部会に関する事務は、総務部安全衛生管理室で行う。

第７条　この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、昭和５８年１１月２１日から施行する。

附　則

この改正は、昭和６３年６月１６日から施行し、昭和６３年４月８日から適用する。

附　則

この改正は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成１９年１０月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２２年８月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２７年７月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成３０年１０月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和３年１１月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和６年４月１日から施行する。